

職業実践専門課程の基本情報について

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地			
南海福祉看護 専門学校	昭和43年3月13日	一井 久子	〒592-0005 大阪府高石市千代田6-12-53 (電話) 072-262-1094			
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地			
社会福祉法人 南海福祉事業会	昭和43年3月9日	小藪 博	〒592-0005 大阪府高石市千代田6-12-53 (電話) 072-267-1131			
目的	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専門分野における実務に関する知識・技術及び技能について組織的な教育を行い、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。					
分野	課程名	学科名	修業年限 (昼、夜別)	全課程の修了に 必要な総授業時数 又は総単位数	専門士の付与	高度専門士の付与
教育・ 社会福祉	福祉 専門課程	介護社会福祉科 介護・社会福祉士 コース	2年(昼)	2770単位時間 (又は単位)	平成21年文部省 告示第38号	
教育課程	講義	演習	実験	実習	実技	
	1440単位時間 (又は単位)	690単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	640単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
50人	39人	4人	13人	17人		
学期制度	■前期：4月1日～8月31日 ■後期：9月1日～3月31日			成績評価	■成績表 (有・無) ■成績評価の基準・方法について ・納入すべき学費を完納 ・当該科目の出席時数が3分の2以上 ・評価は試験により行う。ただし、 科目の性質によっては他の方法 をもって試験に変える。 ・5段階評価(1は不可)	
長期休み	■学年始め：4月1日 ■夏 季：8月13日～8月16日 ■冬 季：12月29日～1月6日 ■学 年 末：3月31日			卒業・進級条件	所定の科目を履修し、その単位を 取得した者に対し、進級及び卒業 を認定する。	
生徒指導	■クラス担任制 (有) 無) ■長期欠席者への指導等の対応 担任を中心に、学生及び保護者と個別 面談を行う。			課外活動	■課外活動の種類 介護に関するボランティア活動の案内を提 供している。 ■サークル活動 (有) 無)	

就職等の状況	<p>■主な就職先、業界等 特別養護老人ホーム、 障害者施設</p> <p>■就職率 100%</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合 100%</p> <p>(令和1年度卒業者に関する 令和2年5月時点の情報)</p>	主な資格・検定	<p>介護福祉士 社会福祉士 社会福祉主事任用 同行援護従業者資格（視覚障害）</p>
中途退学の現状	<p>■中途退学者 2名 ■中退率 5.4%</p> <p>平成 31年 4月 1日在学者 37名（平成 31年 4月入学者を含む） 令和 2年 3月 31日在学者 35名（令和 2年 3月卒業生を含む）</p> <p>■中途退学の主な理由 進路変更</p> <p>■中退防止のための取組 担任による個人面談をすると共に、保護者への連携も密にしている。</p>		
ホームページ	URL: http://www.nansen.ac.jp/		

※1 「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」の定義による。

- ①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとする。
- ②「就職率」における「就職者」とは、正規の職員（1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいう。
- ③「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等としている。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除いている。

※2 「学校基本調査」の定義による。

全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいう。

「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。）

1. 教育課程の編成

(教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針)

企業・業界団体・学術機関の有識者等（以下「企業等」という）との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能等を反映するため、企業等からの意見を十分に活かし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(教育課程編成委員会等の全委員の名簿)

令和2年5月7日現在

名 前	所 属
油谷 佳典	社会福祉法人 永寿福祉会
杉原 久仁子	大阪人間科学大学 医療福祉学科
澤田 真弓	兵庫大学 生涯福祉学部 こども福祉学科
阿形 純次	社会福祉法人 南海福祉事業会 フィオーレ南海
和田 正幸	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海かもめ認定こども園
一井 久子	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
久保山 宗男	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
北村 博文	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
野村 脩	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
山崎 三津恵	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
川内 裕美子	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校

(開催日時)

令和1年12月2日(月) 14:00~15:20

令和2年3月25日(水) 15:30~17:00 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

2. 主な実習・演習等

(実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針)

業界の方向性、人材の専門性の動向、新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能等を十分に把握・分析した上で、本校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む）を行う。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習（Ⅰ）	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、他職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点をおいた実習とする。	ローズガーデン条南苑、つるぎ荘、朗友館、陵東館、びわ和泉、等
介護実習（Ⅱ）	一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習とする。	ローズガーデン条南苑、つるぎ荘、朗友館、陵東館、びわ和泉、等
社会福祉現場実習（Ⅰ）	1. 実習を通して、相談援助に関する知識と技術について具体的かつ实际的に理解し、実践的な技術等を学ぶ。 2. 相談援助専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	パル・茅渚の里、陵東館、朗友館、つるぎ荘、びわ和泉、等

社会福祉現場実習 (II)	1. 実習を通して、相談援助に関する知識と技術について具体的かつ实际的に理解し、実践的な技術等を学ぶ。 2. 相談援助専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	パル・茅渟の里、陵東館、朗友館、つるぎ荘、びわ和泉、等
------------------	---	-----------------------------

3. 教員の研修等

(教員の研修等の基本方針)

学校は校務に支障のない限り、教育職員に週に1日の研修日を与え、教育職員が各種の研修を通じて、自己の研究内容を高め、学校教育の向上を図る。

4. 学校関係者評価

(学校関係者評価委員会の全委員の名簿)

令和2年5月7日現在

名 前	所 属
(外部委員)	
油谷 佳典	社会福祉法人 永寿福祉会
杉原 久仁子	大阪人間科学大学 医療福祉学科
澤田 真弓	兵庫大学 生涯福祉学部 こども福祉学科
阿形 純次	社会福祉法人 南海福祉事業会 フィオーレ南海
和田 正幸	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海かもめ認定こども園
(内部委員)	
一井 久子	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
久保山 宗男	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
北村 博文	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
野村 脩	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
山崎 三津恵	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校
川内 裕美子	社会福祉法人 南海福祉事業会 南海福祉看護専門学校

(学校関係者評価結果の公表方法)

URL: <http://www.nansen.ac.jp/>

5. 情報提供

(情報提供の方法)

URL: <http://www.nansen.ac.jp/>

授業科目等の概要

(福祉専門課程 介護社会福祉科 介護・社会福祉士コース) 令和2年度										
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技
○			人間の尊厳と自立	介護は人間理解と信頼関係のうえに成り立つ。介護を必要とする者だけでなく、援助者も含めた「人間」の理解や尊厳の保持、人権思想の歴史について理解を深める。介護を必要としている人に対し、尊厳の保持・自立支援を基礎とし、介護福祉士としての倫理観や職業意識について学ぶ。	1前	30		○		
○			社会福祉援助技術演習（Ⅰ）	対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する。	1前	30			○	
○			社会学	1. 現代社会の特質と個人の位置づけ 2. 現代社会と生活様式の変化 3. 現代社会の個人と家族 4. 現代社会の中の家族と地域社会の役割 5. 現代社会と社会問題	1前	30		○		
○			社会保障論	現代社会における社会保障の理念と意義や制度の体系、概要について学ぶ。	2前	30		○		
○			社会福祉行政論	福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む）について学ぶ。	2後	30		○		
○			公的扶助論	低所得者や生活保護制度の基本的な仕組みを理解し、自立支援とその課題について議論する。また、具体的な事象を取り上げながら政策的な観点からも捉えられるよう貧困問題への認識を深める。	2後	30		○		
○			家庭福祉論	現代の社会的背景を踏まえた上で家庭福祉の実態や問題を捉え、社会福祉における今日的課題を認識し、課題に取り組む力を養うとともに、家庭福祉の諸問題に対応できる基礎な力を身に付ける。	2後	30		○		
○			社会調査の基礎	社会的ニーズを捉える手段の一つとしての社会福祉分野における社会調査（ソーシャルサーチ）は、国の制度や自治体の政策の方向性を決める大規模なものだけでなく、地域や個人の生活ニーズを把握し、社会福祉支援に結びつける援助技術の方法論としても幅広く活用されている。この授業では、ソーシャルワーク実践における社会調査の役割と科学研究・調査のプロセスと方法について学ぶ。	2後	30		○		

○			介護概論 (I)	介護概論は介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う。	1 通	60		○		
○			介護概論 (II)	介護実践における連携の中で介護職の専門性を発揮できるよう多職種との連携を学ぶ。介護従事者の倫理をふまえた介護サービスの実践を理解する。介護におけるリスクマネジメントの具体的な方法を学ぶ。介護福祉を国際比較し、今後の介護福祉学の構築に役立つための学習を深める。	2 後	30		○		
○			社会福祉概論	現代社会における福祉の理念、制度、政策について、全般的および基礎的な内容について学ぶ。福祉の原理をめぐる理論と哲学、福祉制度の発達過程、福祉政策におけるニーズと資源、福祉政策の課題、福祉政策の構成要素、福祉政策と関連政策、相談援助活動と福祉政策の関係などについて学ぶ。	1 後	60		○		
○			老人福祉論 (I)	わが国における高齢社会の現状を、時代を追って振り返り理解する。特に介護保険制度については、高齢者の特性や生活実態を把握したうえで、介護保険制度の全体像・仕組み、介護保険サービスの体系等の基礎的知識について理解することを主なねらいとする。	1 前	30		○		
			老人福祉論 (II)	介護保険の目指す方向として高齢者の自立支援とパーソナライズが謳われている。そのためには介護保険制度は、どのような基盤整備と制度の仕組みであるのかを理解しなければならない。	2 前	30		○		
○			障害者福祉論	障害のある人が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることが人として当たり前であるということを理解し、そのためにはどのような支援(介護を必要とする人の生活を支えるしくみ)が必要なのかを考える。障害者自立支援制度の内容を中心に、障害のある人が置かれている現状やこれからの支援(介護を必要とする人の生活を支えるしくみ)のあり方を具体的に理解できるよう講義を進める。	1 通	60		○		
○			社会福祉援助技術論	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは他職種協働におけるコミュニケーション能力を身につける。	1 通	60		○		
○			生活支援技術 (I)	1. 生活支援の理解という観点から生活を支える基本的な考え方について理解する。 2. 自立に向けた居住環境の整備について理解する。	1 後	30		○	△	
○			生活支援技術 (II)	利用者尊厳保持の観点から、どのような状態であってもその人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出し、見守ることも含めた介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識を習得するよう学ぶ。	1 前	60		△	○	

○		生活支援技術 (Ⅲ)	介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養い、演習で学んだことを振り返りながら、記録としてまとめる力を身につける。	1 後	30		△	○	
○		生活支援技術 (Ⅳ)	1. 高次脳機能障害、難病の医学的・心理的側面の基礎的な知識を理解する。 2. 高次脳機能障害、難病のある人の生活上の影響、自立を支援するための生活支援を理解する。	1 後	30		○	△	
○		生活支援技術 (Ⅴ)	重症心身障害、知的障害、精神障害、発達障害の医学的理解を深め、尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた実践を行うための知識・技術を学習し、支援技術を身につける。	1 後	30		○	△	
○		生活支援技術 (Ⅵ)	1. 内部障害の定義、分類、症状について理解する。 2. 心臓、呼吸器、腎臓、排泄器官（膀胱・直腸）、小腸、肝臓のそれぞれの機能障害のある人の生活上の影響、自立を支援するための生活支援を理解する。	2 後	30		○	△	
○		生活支援技術 (Ⅶ)	1. 肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害の医学的・心理的側面の基礎的な知識を理解する。 2. 肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害のある人の生活上の影響、自立を支援するための生活支援を理解する。	2 前	30		○	△	
○		生活支援技術 (Ⅷ)	家庭経営や家庭生活とは何かを理解し、対象者の特性に応じた、生活支援としての家事の介護の方法を学ぶ。自立に向けた家事の介護を実践するための具体的な方法を身につける。	2 後	30		○	△	
○		生活支援技術 (Ⅸ)	1. 要介護者との関わりの中にある、具体的な生活場面での対応方法を理解する。 2. 人生の最終段階における介護実践を行うための基礎的な知識・技術を習得する。 3. 応急手当の知識と技術を習得する。 4. 被災地における生活支援について理解する。	2 前	30		△	○	
○		介護過程 (Ⅰ)	介護過程は他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開、介護計画を立案、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う。 横断的な学習が必要であることから、必要に応じて他科目で学習した事例、内容を取り入れながら授業を実施する。利用者の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する。 本科目では情報収集およびアセスメントの方法を学習する。	1 通	60			○	
○		介護過程 (Ⅱ)	介護過程は他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開、介護計画を立案、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う。 横断的な学習が必要であることから、必要に応じて他科目で学習した事例、内容を取り入れながら授業を実施する。利用者の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う	2 前	60			○	

				課題解決の思考過程を習得する。 本科目では情報収集およびアセスメントの方法を学習する。						
○			介護過程 (Ⅲ)	介護過程の学習の一環として、2年次の夏の第3段階実習(実習Ⅱ)において介護過程の実践的展開の対象とした利用者に関する事例研究を行う。 事例研究とは何か、またその方法を学び、事例研究を行うための基礎知識や技法を習得する。 論文の作成および発表や講評を行う。なお、本科目は介護総合演習(Ⅲ)と組み合わせて実施する。	2 後	30				○
○			介護総合演習 (Ⅰ)	介護実践に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。 1年次の第1段階・グループホーム実習・第2段階実習が円滑に、効果的に実施できるための準備および振り返りを行う。	1 通	60				○
○			介護総合演習 (Ⅱ)	介護実践に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。 2年次の第3段階実習が円滑に、効果的に実施できるための準備を行う。	2 前	30				○
○			介護総合演習 (Ⅲ)	介護過程の学習の一環として、2年次の夏の第3段階実習(実習Ⅱ)において介護過程の実践的展開の対象とした利用者に関する事例研究を行う。 事例研究とは何か、またその方法を学び、事例研究を行うための基礎知識や技法を習得する。 論文の作成および発表や講評を行う。なお、本科目は介護過程(Ⅲ)と組み合わせて実施する。	2 後	30				○
○			介護実習 (Ⅰ)	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点をおく。	1 通	288				○
○			介護実習 (Ⅱ)	1つの施設・事業所等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置く。	2 前	168				○
○			発達と老化の理解	1. 人間の成長と発達の過程における身体的・心理的・社会的変化を理解する。 2. 高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、生活を支援するための基礎的な知識を理解する。	1 前	30				○
○			心理学	人間心理を知ることはよりよい介護福祉・社会福祉を提供するために重要である。 成長発達と心理の関係や心の健康、社会的な関わりと心理との関係などを学び、介護福祉や社会福祉に実践できる知識を身につける。	1 後	30				○

○			認知症の理解 (I)	1. 認知症を取巻く社会的環境について理解する。 2. 認知症の基本障害に随伴して生じる行動と心理状態 (BPSD) について理解する。 3. 認知症に伴う生活への影響と認知症ケアについて理解する。	1 前	30		○		
○			認知症の理解 (II)	認知症の人のみならず、その家族を支える為の介護の基礎知識を学ぶ。認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援方法について学ぶ。	2 前	30		○		
○			障害の理解 (I)	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得する。	1 後	30		○		
○			障害の理解 (II)	障害のある人の医学的・心理的側面の基礎的理解をし、障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援ができる介護の基本視点を学ぶ。 障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援体制の基礎的知識を理解する。	2 前	30		○		
○			医学一般 (I)	人間の心理や人体の構造・機能を理解するための基礎的な知識を学び、このことが介護実践の根拠となるように学習する。単に医学的知識の習得に留まらず「介護を行うために」という視点を基盤に「予防」の視点が身につくようにこころのしくみの理解・からだのしくみの理解を学習する。	1 通	60		○		
○			医学一般 (II)	生活支援の場面に応じたこころとからだのしくみ、及び心身の機能の低下や障害が生活に及ぼす影響に関する基礎的な知識を、「生活支援技術」の根拠となる介護領域の科目である。人体の構造や機能及び生活支援提供における安全への留意点や心理的側面への配慮を含めて学習する。	1 通	60		○		
○			医療的ケア (I)	介護福祉士が医行為の一部を業として行うことができるようになった背景を知り、制度の概要、医療的ケアを安全に実施するための基礎的知識、医療職と介護職との連携について理解する。 「喀痰吸引」(口腔内・鼻腔内・気管チューブ内部)・「経管栄養」(半固形化栄養剤含む胃ろう経管栄養、経鼻経管栄養)の基礎的知識、実施手順とその留意点について理解し、根拠に基づく手技ができるようにする。	2 通	60		○		
○			医療的ケア (II)	シミュレーターを使用した「喀痰吸引」、「経管栄養」、「救急蘇生法」の各演習において、ケア実施の流れ(準備から実施、報告・記録まで)と留意点について理解し、根拠に基づいた安全で確実な手技を習得する。	2 後	30			○	

○		法学	<p>1. 社会生活と法の関わり</p> <p>2. 憲法：憲法の基本理念並びに基本的人権と福祉の関わりを中心に</p> <p>3. 民法：福祉と関わる法律行為、代理制度、契約、消費者保護法などを中心に</p> <p>4. 行政法：行政行為の意味と国民の受ける不利益とそれに伴う救済制度を中心に以上の理解を目標として講義を進める。</p>	2 後	30		○		
○		福祉計画論	福祉計画の目的と意義およびその技法について学ぶ。	2 前	30		○		
○		児童福祉論	こどもの権利は、さまざまな法律や条約等で保障されている。しかし、子ども・家庭を取り巻くわが国の状況をふまえれば、その権利保障が十分に実現できているとは言い難い。本講義は、子ども・家庭を取り巻く社会情勢、子ども・家庭にかかる法制度等について学習する。	1 前	30		○		
○		地域福祉論	社会福祉実践の基盤は、その人らしく地域で暮らすことにある。社会福祉法が成立して以降「地域」というキーワードが重視され、近年では地域共生社会の実現に向けた政策が進んでいる。すなわち地域福祉の基本的な考え方を身に付けた社会福祉実践者が社会に求められているといえる。本講義は、地域福祉の主体と対象、地域福祉にかかる組織や団体の役割やその実際、地域福祉推進の方法について学習する。	2 前	30		○		
○		社会福祉援助技術演習(Ⅱ)	社会福祉士としての実践の基盤となる価値・社会福祉士の役割を理解し「人権」「社会正義」「尊厳」「社会的包摂」とは何かを理解する。 また、人と環境との交互作用の中で起きる生活問題を理解し、その解決のための相談援助の知識・技術について、相談援助過程と多職種・多機関(社会資源)との連携について理解する。	1 後	30		○		
○		社会福祉援助技術演習(Ⅲ)	ソーシャルワークは、実践に基づいた専門職であり学問である。1年次の授業・実習を踏まえ、社会福祉士に求められる知識、技術、価値について整理する。 前期は、ソーシャルワークの歴史と発展について理解を深める。また、倫理綱領についても再度、学習を行う。 後期は、現場実習や個別事例をベースに、様々な実践モデルとアプローチについても触れていき、体系的で実践的な技術の習得をめざす。	2 通	90		○		
○		福祉事務所運営論	社会福祉現場の第一線の福祉事務所について、その歴史的成立過程の経緯、実施機関の組織、業務内容を体系的に理解する。また、社会福祉主事および社会福祉士の専門職制の機能と役割を理解するとともに関係機関の連携の必要性について学習する。	2 後	30		○		

○		社会福祉施設 経営論	規制改革による自由度の増大、さまざまな主体の参入による連携と競合により、経営管理の必要度が増大した。新たな時代における福祉サービスの提供組織とその新たな経営モデルの必要性が出てきたといえる。2016（平成28）年3月には、経営主体である社会福祉法人のあり方を中心に、社会福祉法の改正も行われている。それゆえに、福祉サービスの経営は新しい時代を迎えることとなったことを学ぶ。	2 通	60		○		
○		保健体育・ レクリエーション（Ⅰ）	現場でのレクリエーションをイメージした実際に取り組めるレクリエーション方法をプランニングし、実施・振り返り・課題を発見しプラン作成の能力、実践能力を向上できるように行う。	1 前	30		○		
○		保健体育・ レクリエーション（Ⅱ）	高齢者や障がい者など支援が必要な方に対して、状態や状況、興味や関心を考慮し、対象者が自主的・主体的に心身の健康を維持・向上できるような支援について学ぶ。	2 前	30			○	
○		権利擁護と成 年後見制度	現代の市民社会は対等・平等が原則である。意見はお互い主張しあい、調和点を見つけながら、社会生活を営む。 しかし、高齢者は身体的・精神的の衰え、障がい者は障害を有するために意思を十分に表明できない。成年後見制度等を利用する人たちは判断能力の点で援助を必要としている。だからこそ人権侵害をしてしまわないよう相手の立場に立って考えることができる鋭い人権感覚を身に付けることを学ぶ。	2 前	30		○		
○		経済学	商品やサービスの売買・消費・貯蓄・生産・労働・貿易など、貨幣がやり取りされる一連の営みは「経済」活動と呼ばれている。 授業では、私たちが生活している市場経済を題材として、そのしくみや歴史、現在の動向、また社会に起きている種々の経済・社会問題の捉え方などについて、経済学的なものの見方を学ぶ。	2 前	30		○		
○		就労支援サービス	就労支援サービスとは、障がい者だけでなく生活保護世帯、母子世帯、ホームレスなど低所得者等を地域の中で支援する取り組みのことを云う。 就労支援における法制度の概要や具体的な支援・サービス内容を学ぶと共に、地域の関係機関との連携やネットワークの方法等について個別の事例を通して学習する。	2 後	15		○		
○		更生保護制度	社会福祉を学ぶ上で必要な更生保護制度についての基本的知識を理解する。 更生保護とは、犯罪者や非行少年を、社会内において指導しサポートすることによって更生させ、再犯・再非行を防ぐ働きなどを行う制度である。司法の分野に社会福祉士が関わる意味について理解を深め、各関係機関の役割と連携について学習する。	2 後	15		○		

○		保健医療サービス	生活相談・援助を行う社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）が、保健医療サービスの領域において利用者（患者）のQOL（生活の質）の向上に貢献できるように、ほかの専門職との連携・協働をどう進めるか、保健医療サービスを支える制度・施設・資格のほか、チームアプローチについて理解する。	2 前	30	○			
○		社会福祉現場 実習指導（Ⅰ）	本科目は「相談援助実習」の準備とまとめに関する科目である。 1. 相談援助実習の意義、現場体験学習および見学実習、実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等を理解する。 2. 実習を行う実習分野と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本を理解する。 3. 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術を理解する。 4. 実習記録ノートへの記録内容および記録方法を理解する。 5. 実習後の振り返りと課題の整理をする。	1 後	30			○	
○		社会福祉現場 実習指導（Ⅱ）	本科目は「相談援助実習」の準備とまとめに関する科目である。 1. 相談援助実習の意義、現場体験学習および見学実習、実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等を理解する。 2. 実習を行う実習分野と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本を理解する。 3. 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術を理解する。 4. 実習記録ノートへの記録内容および記録方法を理解する。 5. 実習後の振り返りと課題の整理をする。	2 通	60			○	
○		社会福祉現場 実習（Ⅰ）	1. 実習を通して、相談援助に関する知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、実践的な技術等を学ぶ。 2. 相談援助専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	1 後	40				○
○		社会福祉現場 実習（Ⅱ）	1. 実習を通して、相談援助に関する知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、実践的な技術等を学ぶ。 2. 相談援助専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	2 後	144				○
合計				61 科目	2770 単位時間（				単位）